

2018年10月5日

平成三十年度第三回定例会を終えて

かがやけ Tokyo 幹事長
おときた 駿

第三回定例会では、いわゆる「人権条例」や工業用水道存廃について、連日深夜にまで及ぶ活発な審議が行われました。しかしながら、とりわけ人権条例について質疑が十分に尽くされたとは到底言えない状態で最終日を迎えたことは、極めて遺憾であります。

最終日の議決において、かがやけ Tokyo はいわゆる人権条例、169号議案「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」について退席（棄権）するという、苦渋の決断を致しました。2020東京大会をひかえた東京都が性の多様性などの理解を促す条例を作ることは極めて重要であり、その方向性には強く賛同します。一方で本条例案は、あまりにも性質が違う内容が混在していること、表現の自由を侵害する可能性があること、審議時間が著しく不足しているなど、賛成するには看過できない点があまりにも多すぎました。

こうした状況に鑑み、条例案に対して賛否を明らかにすることが議員の職責であると十分に理解しながらも、本会議では継続審査という選択ができない以上、「棄権」という意思表示により我々の態度を示し、その行動に対しては説明責任を負うものです。

児童虐待防止対策については、児童相談所の体制強化は勿論のこと、我が会派がかねてから提案している「警察との情報全件共有」を速やかに実現する必要があります。今後都議会に提出が予定されている虐待防止条例についても、公的機関には虐待通報を義務付けるなど、実効性のある内容となることを望むものです。

工業用水道の廃止については、積年の課題に対して批判を恐れずに「廃止」という決断に至った都政改革本部および知事の姿勢を支持します。一方で、廃止に伴う支援策については、有識者提案から大きく逸脱した超長期に渡る料金減免は公平性の観点から問題が大きく、賛同することはできません。支援策については都民負担にも十分に配慮し、公平性・合理性が担保されたものに抜本的に見直されるよう、引き続き強く求めていきます。

また本定例会では総務委員会のネット中継が実施される中、視聴者に対して何ら説明がないまま長時間審議が停滞するなど、秘密会議を中心に運営される都議会の欠点が可視化されました。かがやけ Tokyo は引き続き、選挙で公約した徹底した情報公開と議会改革を推し進めるべく尽力をして参ります。